

○福井市一乗谷あさくら水の駅の設置及び管理に関する条例施行規則

平成22年5月6日規則第35号

改正

平成26年6月5日規則第40号

福井市一乗谷あさくら水の駅の設置及び管理に関する条例施行規則

福井市一乗谷あさくら水の駅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成22年福井市規則第35号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、福井市一乗谷あさくら水の駅の設置及び管理に関する条例（平成26年福井市条例第6号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（利用時間及び休館日並びに利用料金の額に係る承認の申請）

第2条 条例第23条の規定による指定を受けて福井市一乗谷あさくら水の駅（以下「水の駅」という。）の施設のうち、ふれあい情報館（ホテル飼育室を除く。以下同じ。）、交流施設、水車小屋、屋外トイレ及び駐車場（以下「指定管理施設」という。）の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、条例第5条第1項に規定するふれあい情報館及び水車小屋の利用時間及び休館日に係る承認並びに条例第9条第2項に規定するふれあい情報館及び交流施設（以下「ふれあい情報館等」という。）の利用料金の額に係る承認を受けようとするときは、あらかじめ市長に福井市一乗谷あさくら水の駅の運営に関する承認申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

（利用時間及び休館日並びに利用料金の額に係る承認）

第3条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内

容について検討し、適当と認めたときは、福井市一乗谷あさくら水の駅の運営に関する承認決定書（様式第2号）により、指定管理者に通知するものとする。

（専用利用の承認の申請等）

第4条 条例第7条第1項の承認（以下「専用利用の承認」という。）

を受けようとする者は、市長に福井市一乗谷あさくら水の駅専用利用承認申請書（様式第3号）を提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容について検討し、適当と認めたときは、福井市一乗谷あさくら水の駅専用利用承認書（様式第4号）により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（利用料金の返還の基準）

第5条 条例第10条ただし書の規定により指定管理者が利用料金の全部又は一部を返還する場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 専用利用の承認を受けた者（以下「専用利用者」という。）のうち、ふれあい情報館等を専用利用する者の責めによらない理由により当該施設を利用することができなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、ふれあい情報館等を専用利用する者の間の均衡を失しない範囲内において指定管理者が適当と認めるとき。

2 利用料金の返還を受けようとする者は、あらかじめ指定管理者が別に定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、返還の可否を決定し、その結果を当該申請書を提出し

た者に書面により通知するものとする。

(利用料金の免除の申請等)

条 6 条 条例第 1 1 条の規定により指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除する場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 天災その他の緊急事態の発生により、避難し、又は待機する場所として、国又は地方公共団体がふれあい情報館等を利用する場合で指定管理者が適当と認めるとき。

(2) 市長と指定管理者が、協議の上、公益上特に必要があると認めるとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、ふれあい情報館等を専用利用する者との間の均衡を失しない範囲内において指定管理者が適当と認めるとき。

2 前項第 2 号又は第 3 号の規定に該当することにより利用料金の免除を受けようとする者は、あらかじめ福井市一乗谷あさくら水の駅利用料金免除申請書(様式第 5 号)を指定管理者に提出しなければならない。

(専用利用の承認の取消し等)

第 7 条 市長は、条例第 1 3 条第 1 項の規定により専用利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用を停止させるときは、その旨を書面により専用利用者に通知するものとする。

(体験農園の利用の承認)

第 8 条 条例第 1 6 条第 1 項の規定により、体験農園の利用の承認を受けようとする者又は承認を受けた事項の変更の承認を受けようとする者は、市長に福井市一乗谷あさくら水の駅体験農園利用(変更)申請書(様式第 6 号)を提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容について検討し、適当と認めるときは、福井市一乗谷あさくら水の駅体験農園利用（変更）承認書（様式第7号）により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（体験農園の利用の承認の取消し等）

第9条 市長は、条例第19条第1項の規定により体験農園利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用を停止させるときは、その旨を書面により体験農園利用の承認を受けた者に通知するものとする。

（損傷の届出）

第10条 条例第3条に規定する施設を故意又は過失により汚損し、破損し、又は滅失させた者は、市長に福井市一乗谷あさくら水の駅施設損傷届（様式第8号）を提出するものとする。

（指定管理者の指定の申請等）

第11条 条例第26条の指定管理者の指定（以下「指定」という。）の申請は、福井市一乗谷あさくら水の駅指定管理者指定申請書（様式第9号）により行うものとする。

2 条例第26条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定を受けようとする法人その他の団体（以下「申請法人等」という。）の概要を記載した書類
- (2) 申請法人等の定款その他これに類する書類
- (3) 法人にあっては、指定を受けようとする法人の登記事項証明書
- (4) 法人にあっては、指定の申請をする日の属する事業年度の前事業年度に係る法人税及び消費税並びに地方税の納税証明書等その他納税したこと、又は未納がないことを確認することができる書類
- (5) 指定の申請をする日の属する事業年度前3事業年度分の財務諸表

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項の規定は、条例第27条第2項の規定により指定管理者の候補者を選定する場合について準用する。この場合において、市長は、前項各号に掲げる書類の一部を省略して提出を求めることができる。

(指定管理者の事業報告等)

第12条 条例第30条第4号の市長が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 指定管理者が当該年度に行った指定管理施設の管理業務（以下この条において「管理業務」という。）についての自らの評価

(2) 管理業務についての利用者の評価を調査した結果

(3) 管理業務を他の指定管理者に引き継ぐ場合には、その引継ぎに関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(読替規定)

第13条 指定管理者に管理を行わせる場合における指定管理施設に係る第4条及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第3号及び様式第4号中「福井市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 条例第26条の規定による指定管理者の指定その他指定に関し必要

な行為は、この規則の施行の日前においても、第 1 1 条の規定の例により行うことができる。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

福井市長 あて

申請者 住所

指定管理者 ⑩

福井市一乗谷あさくら水の駅の運営に関する承認申請書

福井市一乗谷あさくら水の駅の設置及び管理に関する条例第5条第1項及び第9条第2項に規定する市長の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 休館日
- 2 利用時間
- 3 利用料金
- 4 その他協議事項

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

（団体名）

（氏名）

福井市長



福井市一乗谷あさくら水の駅の運営に関する承認決定書

年 月 日付けで申請のあったことについて、下記のとおり承認します。

記

- 1 休館日
- 2 利用時間
- 3 利用料金
- 4 その他

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

福井市長 あて

申請者 住所

団体名

代表者

㊟

電話番号

福井市一乗谷あさくら水の駅専用利用承認申請書

専用利用の承認を受けたいので、福井市一乗谷あさくら水の駅の設置及び管理に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

利用期間	年 月 日（曜日） 時 分から 年 月 日（曜日） 時 分まで	
利用目的		
利用人員		
利用施設		m ²
		m ²
		m ²
添付書類	(1) 事業計画を記した書類 (2) 市長が必要と認める書類	

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

（団体名）

（氏名）

福井市長



福井市一乗谷あさくら水の駅専用利用承認書

年 月 日付けで申請のあった一乗谷あさくら水の駅の
専用利用について、次のとおり承認します。

承認番号	第 号		
利用日時	年 月 日（ 曜日） 時 分から 年 月 日（ 曜日） 時 分まで		
利用目的			
利用人員			
利用施設		m ²	円
		m ²	円
		m ²	円
利用料金	円		
許可条件			

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

指定管理者 あて

申請者 住所

団体名

代表者

⑩

電話番号

福井市一乗谷あさくら水の駅利用料金免除申請書

利用料金の全部（一部）の免除を受けたいので、福井市一乗谷あさくら水の駅の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり申請します。

承認番号	第 号	
利用日時	年 月 日（曜日） 時 分から 年 月 日（曜日） 時 分まで	
利用目的		
利用施設		m ²
		m ²
		m ²
免除の理由		

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

福井市長 へ

申請者 住所

団体名

代表者

印

電話番号

福井市一乗谷あさくら水の駅体験農園利用（変更）申請書

福井市一乗谷あさくら水の駅の設置及び管理に関する条例第16条第1項の規定により、次のとおり申請します。

利用目的	
利用日時	年 月 日（曜日） 時 分から 年 月 日（曜日） 時 分まで
水田・畑の別	
作物の種類等	
利用予定人数	中学生以下 名 引率者 名

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

（団体名）

（氏名）

福井市長



福井市一乗谷あさくら水の駅体験農園利用（変更）承認書

年 月 日付けで申請のあったことについて、次のとおり承認します。

利用目的	
利用日時	年 月 日（曜日） 時 分から 年 月 日（曜日） 時 分まで
作物の種類等	
利用区画	
利用予定人数	引率者 名 中学生以下 名
利用条件	条例第6条及び第18条の規定を遵守すること。

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

福井市長 あて

届出者 住所

団体名

代表者

印

電話番号

福井市一乗谷あさくら水の駅施設損傷届

福井市一乗谷あさくら水の駅の設置及び管理に関する条例施行規則第10条の規定により、施設を損傷しましたので届出します。

日時	損傷箇所	数量	損傷の内容 又は程度	備考
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

福井市長 あて

申請者 住所

団体名

代表者

⑩

電話番号

福井市一乗谷あさくら水の駅指定管理者指定申請書

福井市一乗谷あさくら水の駅の指定管理者の指定を受けたいので、福井市一乗谷あさくら水の駅の設置及び管理に関する条例第26条の規定により、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 収支計画書
- 3 法人等の概要書
- 4 法人等の定款その他これに類する施設
- 5 登記事項証明書（法人の場合）
- 6 法人税及び消費税並びに地方税の納税証明書等（法人の場合）
- 7 財務諸表関係書類
- 8 その他市長が必要と認める書類